# 航空法の一部を改正する法律附則第三条第二項及び第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令 （平成九年政令第五十四号）

#### 第一条（改正法附則第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額）

航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、五百円とする。

#### 第二条（改正法附則第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額）

改正法附則第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。

###### 一

最大離陸重量五千七百キログラム以下の航空機の型式の設計について承認を申請する場合

###### 二

最大離陸重量五千七百キログラムを超える航空機の型式の設計について承認を申請する場合

# 附　則

この政令は、改正法の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。